

## 特別支援学校中学部 音楽

### 解答についての注意点

- 1 問題は、特別支援教育に関する大問 **4**、教科等に関する大問 **1**～大問 **3** の各問題から構成されています。
- 2 解答用紙は、記述式解答用紙とマーク式解答用紙の2種類があります。
- 3 大問 **1**～大問 **2** については、記述式解答用紙に、大問 **3**～大問 **4** については、マーク式解答用紙に記入してください。
- 4 解答用紙が配付されたら、まずマーク式解答用紙に受験番号等を記入し、受験番号に対応する数字を、鉛筆で黒くぬりつぶしてください。  
記述式解答用紙は、全ての用紙の上部に受験番号のみを記入してください。
- 5 大問 **3**～大問 **4** の解答は、選択肢のうちから、問題で指示された解答番号の欄にある数字のうち一つを黒くぬりつぶしてください。  
例えば、「解答番号は  」と表示のある問題に対して、「**3**」と解答する場合は、解答番号  の欄に並んでいる ① ② ③ ④ ⑤ の中の ③ を黒くぬりつぶしてください。
- 6 間違ってぬりつぶしたときは、消しゴムできれいに消してください。二つ以上ぬりつぶされている場合は、その解答は無効となります。
- 7 その他、係員が注意したことをよく守ってください。

指示があるまで中をあけてはいけません。

1 これから放送されるア～カの音楽を聴いて、次の(1)～(3)の問いに答えよ。

(1) ア～エの楽曲名と作曲者名を記せ。なお、解答用紙の「」に、必要な事項を記入すること。

(2) オで使用されている楽器名を3つ記せ。

(3) カの音楽に関連のある国または地域を下の語群から一つ選び、解答用紙に記号で記せ。また、この歌唱法を記せ。

(語群)	A アンデス	B 朝鮮半島	C ブルガリア
	D モンゴル	E アイルランド	

2 次の(1)、(2)の問いに答えよ。

(1) 次の総譜は、「ヴァイオリン協奏曲集『和声と創意の試み』第1集『四季』より『春』」(ヴィヴァルディ作曲)の冒頭の部分である。総譜を見て、以下のア、イの問いに答えよ。

Allegro Giunt'è la primavera,

Violin solo  
Violin I

Violin II

Viola

Violoncello  
e Contrabasso  
Basso continuo

*f* *p*

Violin solo  
Violin I

Violin II

Viola

Violoncello  
e Contrabasso  
Basso continuo

ア 解答用紙の総譜の全パートに拍子記号及び調号を記入せよ。さらに、Violin solo及びViolin Iのパートに適切な音符や休符を記入し、総譜を完成せよ。なお、Violin soloとViolin Iの旋律はユニゾンで演奏するものとする。

イ この総譜を用いて、リコーダーとギターの合奏用の楽譜を作成する。使用する楽器は、ソプラノリコーダー、アルトリコーダー、テナーリコーダー及びギターとし、解答用紙の五線譜に記入せよ。なお、調性は、ト長調に移調すること。

(2) 次の楽譜を箏で演奏するための縦譜を作成する。解答用紙の縦譜を完成せよ。なお、調弦については平調子とし、第一弦を一点二音とする。また、2小節目の矢印を付した16分音符はスクイ爪で演奏するように表記すること。

The image shows two staves of musical notation. The top staff is in 4/4 time with a key signature of one flat (B-flat major). It contains a melody starting with a quarter note G4, followed by quarter notes A4, Bb4, and C5. The second measure has a 16th note G4 marked with an upward-pointing arrow, followed by a 16th note A4, and then quarter notes Bb4 and C5. The third measure has a quarter note Bb4, and the fourth measure has a quarter note C5. The bottom staff is also in 4/4 time with a key signature of one flat. It contains a melody starting with a quarter note G4, followed by quarter notes A4, Bb4, and C5. The second measure has a 7-measure rest, followed by quarter notes Bb4 and C5. The third measure has a quarter note Bb4, and the fourth measure has a quarter note C5. The piece ends with a double bar line.

3 「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）」に関する内容について、次の（1）～（6）の問いに答えよ。

（1）「中学校学習指導要領（平成29年3月告示） 第2章 第5節 音楽 第1 目標」について、適切なものを、1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
- 2 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。
- 3 音楽の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
- 4 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深め、音楽に対する感性を豊かにし、音楽を愛好する心情を育てるとともに、豊かな情操を養う。
- 5 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

（2）「中学校学習指導要領（平成29年3月告示） 第2章 第5節 音楽 第2 各学年の目標及び内容〔第1学年〕 1 目標」について、次の空欄に当てはまるものとして、適切なものを1～5から一つ選べ。解答番号は

〔第1学年〕

1 目標

(1) (                    ア                    ) 及び (                    イ                    ) 理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作の技能を身に付けるようにする。

- |   |   |                     |   |                  |
|---|---|---------------------|---|------------------|
| 1 | ア | 曲想と音楽の構造などとの関わり     | イ | 音楽の多様性について       |
| 2 | ア | 曲想と音楽のよさや美しさなどとの関わり | イ | 音楽の構造について        |
| 3 | ア | 曲想と音楽の構造などとの関わり     | イ | 音楽のよさや美しさについて    |
| 4 | ア | 音楽のよさや美しさと曲想との関わり   | イ | 音楽の多様性について       |
| 5 | ア | 音楽のよさや美しさと曲想との関わり   | イ | 音楽を形づくっている要素について |

- (3) 「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第2章 第5節 音楽 第2 各学年の目標及び内容〔第1学年〕2 内容」について、次の空欄に当てはまるものとして、適切なものを1～5から一つ選べ。解答番号は

〔第1学年〕  
2 内容  
B 鑑賞  
(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  
ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の（ア）から（ウ）までに  
ついて自分なりに考え、音楽のよさや美しさを味わって聴くこと。  
（ア）（  ）

- 1 音のつながり方の特徴
- 2 曲や演奏に対する評価とその根拠
- 3 生活や社会における音楽の意味や役割
- 4 音楽表現の共通性や固有性
- 5 音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わり

- (4) 「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第2章 第5節 音楽 第3 指導計画の作成と内容の取扱い」について、次の空欄に当てはまるものとして、適切なものを1～5から一つ選べ。解答番号は

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。  
(1)（  ），その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようすること。～

- 1 表現や鑑賞など内容や時間のまとまりを見通して
- 2 教材など内容や時間のまとまりを見通して
- 3 単元など内容や時間のまとまりを見通して
- 4 題材など内容や時間のまとまりを見通して
- 5 評価規準など内容や時間のまとまりを見通して

(5)「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第2章 第5節 音楽 第3 指導計画の作成と内容の取扱い」について、次の空欄に当てはまるものとして、適切なものを1～5から一つ選べ。

解答番号は

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(2) 各学年の「A表現」の(1)の歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア 歌唱教材は、次に示すものを取り扱うこと。

(イ) 民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、生徒や学校、地域の実態を考慮して、伝統的な声や歌い方の特徴を感じ取れるもの。なお、これらを取り扱う際は、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、  
( )

- 1 音楽が果たしている役割が感じ取れるよう工夫すること。
- 2 適切な声域と声量によって歌わせるよう配慮すること。
- 3 音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。
- 4 適宜、口唱歌を用いるなど工夫をすること。
- 5 愛着をもつことができるよう工夫すること。

(6)「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第2章 第5節 音楽 第3 指導計画の作成と内容の取扱い」で示されている共通教材「荒城の月」（滝 廉太郎作曲）の原曲を山田耕筰が補作編曲した旋律として適切なものを1～5から一つ選べ。解答番号は



大阪府では、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とし、「障がい」としています。問題中では、機関・団体の名称等の固有名詞や、法令や文献等からの引用部分については、もとの「障害」の表記にしています。

4 特別支援教育に関連する法令や近年の動向について、次の(1)～(5)の問いに答えよ。

(1) 次の文は、障害者基本法(平成25年6月26日改正)の第三条の条文である。空欄A～Cに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的  
人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障さ  
れる権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会においてすることを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

	A	B	C
1	社会を構成する一員	他の人々と共生	情報の収集又は整理
2	地域を構成する一員	自立して生活	情報の収集又は整理
3	社会を構成する一員	他の人々と共生	情報の取得又は利用
4	社会を構成する一員	自立して生活	情報の取得又は利用
5	地域を構成する一員	自立して生活	情報の取得又は利用



(2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に関する記述のうち、正しいものの組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- ア 行政機関等においては、その事務・事業の公共性に鑑み、障がい者差別の解消に率先して取り組む主体として、不当な差別的取扱いの禁止が法的義務とされているが、事業者については努力義務である。
- イ 障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置、例えば、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)については、不当な差別的取扱いには当たらない。
- ウ 対象となる障がい者は、いわゆる障害者手帳を所持した、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。
- エ 障がい者差別の解消を効果的に推進するには、障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要であり、国及び地方公共団体においては、相談窓口を明確にするとともに、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを図ることにより、体制を整備するものとする。

- 1 アーウ
- 2 アーイ
- 3 アーエ
- 4 イーウ
- 5 イーエ

(3) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会)について、次の①、②の問いに答えよ。

① 下の文は、「合理的配慮」の決定に当たっての基本的考え方について述べたものである。空欄A～Dに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

「合理的配慮」を行う前提として、学校教育に求めるものを以下のとおり整理した。

(ア) 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び共に育つ理念を共有する教育

(イ) 一人一人の状態を把握し、の最大限の伸長を図る教育(確かな学力の育成を含む)

(ウ) 健康状態の維持・改善を図り、をつくる教育

(エ) コミュニケーション及び人との関わりを広げる教育

(オ) を深め自立し社会参加することを目指した教育

(カ) を高めていく教育

	A	B	C	D
1	子どもの個性	生涯にわたる健康の基盤	他者理解	自己肯定感
2	一人一人の能力	生涯にわたる健康の基盤	他者理解	自己肯定感
3	子どもの個性	学齢期における健やかな体	自己理解	自己有用感
4	一人一人の能力	学齢期における健やかな体	他者理解	自己有用感
5	一人一人の能力	生涯にわたる健康の基盤	自己理解	自己肯定感

- ② 下の文は、「多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進」について述べたものの一部である。下線部ア～オの語句について正しいものを○、誤っているものを×とした場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する<sub>ア</sub>教材・教具提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との<sub>イ</sub>連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といった<sub>ウ</sub>センター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中で<sub>エ</sub>ネットワーク機能を発揮し、<sub>オ</sub>通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。

	ア	イ	ウ	エ	オ
1	×	○	○	×	○
2	○	○	×	×	×
3	○	×	○	○	○
4	×	○	×	○	×
5	○	×	○	×	○

(4) 学校教育法（平成29年5月改正）又は学校教育法施行規則（平成30年3月改正）における特別支援学校に関する記述のうち、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 特別支援学校では、特別の事情のあるときを除いて、スクールバスを運行しなければならない。
- 2 特別支援学校には、高等部を置かなければならない。
- 3 特別支援学校の高等部の同時に授業を受ける一学級の生徒数は、三十人以下を標準とする。
- 4 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の学級は、特別の事情のある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制するものとする。
- 5 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、国語と算数（数学）のみ、合わせて授業を行うことができる。

(5) 学校教育法施行令（平成29年9月改正）第二十二條の三で定める視覚障害者等の障害の程度について、空欄A～Eに当てはまる語句として正しい組合せはどれか。

1～5から一つ選べ。解答番号は

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね <input type="text" value="A"/> 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね <input type="text" value="B"/> デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、 <input type="text" value="C"/> が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が <input type="text" value="D"/> によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が <input type="text" value="E"/> 医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が <input type="text" value="E"/> 生活規制を必要とする程度のもの

	A	B	C	D	E
1	○・三	六〇	社会生活への適応	補装具の使用	継続して
2	○・一	六〇	環境の把握	補装具の使用	おおむね六ヶ月以上の
3	○・三	八〇	社会生活への適応	適切な介助	おおむね六ヶ月以上の
4	○・三	六〇	環境の把握	補装具の使用	おおむね六ヶ月以上の
5	○・一	八〇	社会生活への適応	適切な介助	継続して

